

区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十九年二月十五日

港区長 武井雅昭

記

平成二十七年十二月四日議決を得た工事請負契約（浜路橋改良工事（耐震補強））の契約金額「三億六千九百八十七万八千四百円」を「三億七千三百三万五千二百四十円」に変更する。